特記仕様書

この特記仕様書は、「令和８年度新利根川桜づつみ整備工事」に適用する。
ただし、特記仕様書にないものについては、茨城県の工事共通仕様書を遵守するものとする。

（工事期間等）

１．本工事は、通常の施工時間帯(AM9:00～PM5:00)で行えるものとするが、施工時間帯の変更が必要となった場合には別途協議する。

２．本工事の施工期間は、雨天休日等を見込み、全体工期を契約締結の翌日から 90 日間とする。なお、**樹木の植樹時期については、天候等の状況を鑑みて監督員と協議し、施工すること**。また、工事に係る試掘及び資材・仮設材の搬入等は、地元への工事についての説明、その他関係機関との調整等が済んでからとする。

（植栽について）

３．植栽樹木等が工事完了引渡し後1 年以内に、植栽した時の状態で枯死または形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね2/3 以上となった場合、または、通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3 以上の主幹が着荒れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等または、それ以上の規格のものに植え替えるものとする。樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、受注者と監督員の立会の上行うものとする。ただし暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場合にはこの限りではない。

４．干害、塩害、風水害等に起因するものであっても、立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。また、植え替えを行った樹木等が再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。なお、本件における樹木とは、以下の表のものをいう。植栽工事に関するかし担保期間は、完成後1年間とする。

表

樹木名称	規格(m)	数量(本)
ソメイヨシノ	樹高:3.5　幹周:0.15　枝張:1.2	20
ジンダイアケボノ	樹高:3.5　幹周:0.15　枝張:1.2	60

５．受注者は、植栽する植物の枯損を防ぐため、搬入日に植え付けられるようにしなければならない。なお、これによりがたい場合は根鉢が乾燥しないように、むしろ等の保護材で十分養生するものとする。

６．受注者は、植え付けや掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締め固めないように施工しなければならない。

７．植穴は可能な限り、大きめに掘削して植え付け後の順調な生育を図ること。

８．樹木は、「国土交通省 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。また、植樹する際の土壌改良及び支柱については、別添の参考資料に準じて実施すること。

（公害対策関係）

９．この工事の使用機械のうちバックホウ及びローラは排出ガス対策型とし、現場代理人は使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。なお、調達が困難な場合はその旨の理由書を監督員に提出すること。

（安全対策関係）

10．工事の施工にあたっては、「土木工事保安対策技術指針」に基づき、工事標識及びバリケードを設置し、適切な交通整理を行うものとする。

（工事用道路関係）

11．運搬路等に使用した、既設道路の補修が生じた場合は、別途協議する。

（建設発生土、産業廃棄物関係）

12．本工事から建設発生土を搬出する場合は、市のストックヤード（稲敷市江戸崎みらい地内）に搬出するものとし、事前に周辺への連絡をし、稲敷市建設課と協議し、その担当課へ関係書類を提出するものとする。また、土質等の確認を行い、建設課の指導を得て搬出し、ストック場所を整理整頓し、場合によってはバリケート等で囲いを行い適正に管理する。

（付近住民との対応）

13．工事施工に関して、付近住民との交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは、すみやかにその旨監督職員に報告し、トラブルに発展しないように対処しなければならない。

（施設の保全）

14．農地・山林等を汚染したり、既設構造物に損傷を与えた時は、請負者の責任において復旧しなければならない。

（安全・訓練等について）

15．本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員参加により、月当り半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

（１）本工事内容等の周知徹底
（２）本工事安全施工技術指針等の周知徹底
（３）本工事における災害対策訓練
（４）本工事現場で予想される事故対策
（５）その他、安全・訓練等として必要な事項

16. 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

（ダンプトラック等による過積載等の防止について）

17. 工事の施工にあたって、過積載を行わないこと。また、さし枠装着等の違法改造車の使用を禁止し、下請業者に対しても、その旨指導の徹底を期すること。

18. 過積載、さし枠装着車違法運行を行っているときは早急にその不正状態を解消する措置を講ずること。

19. 工事の施工にあたって、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、適正な運送免許を受けた者の車両に限って使用すること。

20. 建設資材搬入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保すること。

（工事完成図書の納品について）

21. 請負人は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。

（１）工事打ち合わせ簿（出来形、品質管理資料を含む）

（２）施工計画書

（３）完成図面（出来形測量の結果及び設計図書にしたがって完成図（A1）を作成する。

（４）工事写真

（５）その他、完成図書として必要な書類

（その他）

22. 各構造物の設置位置、コンクリート二次製品等は、設計・積算上の物であるか、または同等品以上で、事前に監督職員と協議するものとする。

23. 工事の施工に当たっては、「茨城県土木工事共通仕様書」・「茨城県土木工事施工管理基準」その他各仕様書に基づき、行うものとする。

24. 現場発生土及び流用土等で盛土を行う際は、県の管理センターにおいて検査し、適正なものである事を確認の上使用する事とする。

25. 週間行程表を提出し日当り施工量、施工方法等を事前に監督員と協議をしたうえで、作業を行うものとする。
また、日当り施工量については、その都度監督員に報告することとする。

26. その他の事項については、その都度、監督員と協議するものとする。